

お知らせ（令和3年3月31日）

阪神国際港湾株式会社

営業部営業課 脇本・尾上 TEL：078-855-3206

令和3年度 阪神港における集貨事業の募集開始について

阪神国際港湾株式会社は、国際コンテナ戦略港湾政策の一環として、「阪神港」における国際基幹航路の維持・拡大に向けて、国や港湾管理者等と連携のうえ、以下の集貨事業を実施し「阪神港」へのさらなる集貨を推進します。

◆事業

<集貨事業Ⅰ>

- ① 内航フィーダー利用促進事業
- ② 積替機能強化事業
- ③ 外航フィーダー利用促進事業
- ④ 接続航路誘致事業
- ⑤ 基幹航路誘致事業
- ⑥ 航路サービス拡充促進事業

<集貨事業Ⅱ>

- ⑦ 内航フィーダー貨物支援事業
- ⑧ 荷主・物流事業者向け支援事業
- ⑨ 国内フェリー貨物支援事業

※下線部の事業における昨年度からの変更点

- ③ 外航フィーダー利用促進事業
一定の条件を満たした場合、阪神港でトランシップした貨物の全量を対象とします。
- ⑧ 荷主・物流事業者向け支援事業
 - ・事業名を昨年度の「陸上貨物誘致事業」から変更。
 - ・他港から阪神港利用へ転換する貨物の支援単価を増額。
 - ・対象貨物量の下限を50TEU→20TEUへ引き下げ。

各事業の概要については別紙をご参照ください。またその他、上記事業以外にも「阪神港」のご利用に関するご提案がございましたら、当社までお気軽にお問い合わせください。

◆募集期間

<集貨事業Ⅰ> 令和3年4月1日（木）～12月31日（金）（土・日曜日、祝日を除く）

<集貨事業Ⅱ> 令和3年4月1日（木）～9月30日（木）（土・日曜日、祝日を除く）

※ただし、予算の執行状況により募集期間を変更する場合があります。（当社ホームページにてご案内いたします。）

◆説明会等

本事業に関する説明会については、新型コロナウイルス感染症対策の観点から当面の間の開催を見合わせております。なお、当社ホームページ内に事業の概要や申請方法等の説明用ページを掲載する予定をしております。

◆お問い合わせ先

阪神国際港湾株式会社(HP：<https://hanshinport.co.jp/>) 営業部営業課 TEL：078-855-3206（直通）
〒651-0087 神戸市中央区御幸通8丁目1番6号 神戸国際会館20階

この資料は、大阪市・神戸市市政記者クラブ、民放記者クラブ（神戸市）へ配布しております。

◆その他

本事業は、国土交通大臣より当社の国際戦略港湾基本計画が認定され、かつ当社に対し補助金の交付決定がなされることが実施の前提となります。

《 別紙 》 令和3年度インセンティブ各事業の概要

〈別紙〉 令和3年度インセンティブメニュー																		
事業番号	個別事業名	事業内容	委託対象者															
I	①	内航フィーダー 利用促進事業 【対象事業】 西日本諸港と阪神港との間を定曜日にて運航する内航フィーダー航路網を令和3年度新たに構築する事業 または定曜日運航に資する目的で実施される事業 【委託内容】 業務委託料を含め協議の上決定し、事業実績に応じた額をお支払い致します。	内航船を運航する事業者様															
	②	積替機能強化事業 【対象事業】 阪神港での積替えを行うバージ航路を令和3年に新たに構築する事業 【委託内容】 業務委託料を含め協議の上決定し、事業実績に応じた額をお支払い致します。 対象となるバージ航路は港湾運送事業法施行規則第三条に規定される別表第一の指定区間に準拠し、 左記AまたはBに該当するもの ※最長3年間の継続支援 <table border="1" data-bbox="965 512 1541 635"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>阪神港間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>神戸港-神戸港間、大阪港-大阪港間、神戸港-大阪港</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>阪神港とその他の港湾 (和歌山県下津港、尼崎西宮港、東播磨港、姫路港間)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	阪神港間	A	神戸港-神戸港間、大阪港-大阪港間、神戸港-大阪港	B	阪神港とその他の港湾 (和歌山県下津港、尼崎西宮港、東播磨港、姫路港間)	港湾運送事業法に基づく はしけ運送事業の許可を有する事業者 もしくは許可を有する事業者を主体として 構成される法人様									
	種類	阪神港間																
	A	神戸港-神戸港間、大阪港-大阪港間、神戸港-大阪港																
	B	阪神港とその他の港湾 (和歌山県下津港、尼崎西宮港、東播磨港、姫路港間)																
	③	外航フィーダー 利用促進事業 【対象事業】 東南アジア～北米間等の外資コンテナ貨物を令和3年度に阪神港でトランシップする事業(日本の輸出入貨物を除く) 【委託内容】 当社が設定した額を目安に協議の上決定し、事業実績に応じた額をお支払い致します。	外航コンテナ船社様 またはその日本代理店様															
④	接続航路誘致事業 【対象事業】 令和3年に新たに阪神港に寄港、もしくは増便する国際基幹航路に接続する航路 【委託内容】 当社が設定した額を目安に協議の上決定し、事業実績に応じた額をお支払い致します。	外航コンテナ船社様またはその日本代理店様																
⑤	基幹航路誘致事業 【対象事業】 令和3年に新たに阪神港に寄港、もしくは増便する国際基幹航路 【委託内容】 当社が設定した額を目安に協議の上決定し、事業実績に応じた額をお支払い致します。 ※最長3年間の継続支援	外航コンテナ船社様またはその日本代理店様																
⑥	航路サービス 拡充促進事業 【対象事業】 阪神港に寄港する国際基幹航路において、投入船舶が概ね1,000TEU以上大型化される事業 【委託内容】 当社が設定した額を目安に協議の上決定し、事業実績に応じた額をお支払い致します。	外航コンテナ船社様またはその日本代理店様																
II	⑦	内航フィーダー 貨物支援事業 【対象事業】 外航コンテナ船社が内航フィーダー船を利用し、かつ阪神港を経由して日本発着貨物の輸送を行う事業 【委託内容】 当事業は実入りコンテナのみ対象で、下記単価表を目安に協議の上決定し、 事業実績に応じた額をお支払い致します。 <table border="1" data-bbox="981 981 1541 1141"> <thead> <tr> <th colspan="3">業務委託料にかかる1TEUあたりの目安となる単価</th> </tr> <tr> <th>対象貨物</th> <th>九州地方</th> <th>その他地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①仕出地、仕向地が欧州、北米、 中南米、アフリカ、豪州の貨物</td> <td>9,000円</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>②仕出地、仕向地が 上記以外の貨物</td> <td>3,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	業務委託料にかかる1TEUあたりの目安となる単価			対象貨物	九州地方	その他地方	①仕出地、仕向地が欧州、北米、 中南米、アフリカ、豪州の貨物	9,000円	6,000円	②仕出地、仕向地が 上記以外の貨物	3,000円	2,000円	外航コンテナ船社様またはその日本代理店様 (※令和3年度に内航フィーダー船を 利用した阪神港経由での 外資貨物取扱数が1,000TEU以上と 見込まれる事業者様が対象)			
	業務委託料にかかる1TEUあたりの目安となる単価																	
	対象貨物	九州地方	その他地方															
①仕出地、仕向地が欧州、北米、 中南米、アフリカ、豪州の貨物	9,000円	6,000円																
②仕出地、仕向地が 上記以外の貨物	3,000円	2,000円																
⑧	荷主・物流事業者 向け支援事業 【対象事業】 国内他港を利用して輸出入を行う事業を阪神港利用に転換する事業及び新たに阪神港利用にて輸出入を行う事業 【委託内容】 当事業は実入りコンテナのみ対象で、下記単価表を目安に協議の上決定し、事業実績に応じた額をお支払い致します。 ※業務委託料の上限は1事業につき1,000TEU <table border="1" data-bbox="1010 1209 1541 1425"> <thead> <tr> <th colspan="3">業務委託料にかかる1TEUあたりの目安となる単価</th> </tr> <tr> <th>対象貨物(実入りコンテナのみ)</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新規貨物</td> <td>5,000円</td> <td rowspan="3">委託対象となる貨物(新規・転換・増加)を 年間20TEU以上取り扱う事業に限る</td> </tr> <tr> <td>転換貨物</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>増加貨物</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">農林水産物、食品をリーファーコンテナで輸出する事業は 各事業の単価+2,000円、1TEUからの支援</td> </tr> </tbody> </table>	業務委託料にかかる1TEUあたりの目安となる単価			対象貨物(実入りコンテナのみ)	金額	備考	新規貨物	5,000円	委託対象となる貨物(新規・転換・増加)を 年間20TEU以上取り扱う事業に限る	転換貨物	10,000円	増加貨物	5,000円	農林水産物、食品をリーファーコンテナで輸出する事業は 各事業の単価+2,000円、1TEUからの支援			輸送依頼者様 (荷主様、フォワーダー様等) + 輸送事業者様 (輸送依頼者様からコンテナ輸送を受託し、 コンテナ輸送を主体的に行う事業者様) による共同提案
業務委託料にかかる1TEUあたりの目安となる単価																		
対象貨物(実入りコンテナのみ)	金額	備考																
新規貨物	5,000円	委託対象となる貨物(新規・転換・増加)を 年間20TEU以上取り扱う事業に限る																
転換貨物	10,000円																	
増加貨物	5,000円																	
農林水産物、食品をリーファーコンテナで輸出する事業は 各事業の単価+2,000円、1TEUからの支援																		
⑨	国内フェリー 貨物支援事業 【対象事業】 阪神港に寄港する国内フェリー航路を利用して外資コンテナ貨物を阪神港で直接船舶へ揚げまたは積みを行う事業 【委託内容】 当事業は実入りコンテナのみ対象で、1,000円/TEUを目安に協議の上決定し、事業実績に応じた額をお支払い致します。 ※業務委託料の上限は1事業者につき2,000万円	阪神港に寄港する 国内フェリー航路を運航する船社様																